

(笑作委員) 其方ガ良ク分ル

(松岡委員) 長イ年月貸シテアルナレバ我ハ買ハナイ

財産ノ

(笑作委員) 「第二ノ全部ノ用收權又ハ賣ラレタル全部ニ付キ」

トアルガ前ノハ全部ニ存スル用收權トアルハドウ云フモノダロウ

(栗塚報告委員) 「賣ラレタル財産ノ全部ニ付キ存スル用收權又

ハ賃借權ニシテ」デ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 今度ハ長イト云フノガ條件トナツテ此様ナ長イモノ

デハ嫌忌ダト云フノカ

(笑作委員) 地上權ハ賃借權ト同ジデシヨウカ

(栗塚報告委員) 同ジデ御座イマシヨウ

(清岡委員) 前項ト二項トハ鳥渡考ヘルト願側シテ居ル様ニ見ヘ

ル「超過」セサルトキハ六百條ヲ適用ス」ト云ヒ度イ、地役モ一

所ニ云テハ如何カ

(栗塚報告委員) 地役ハ限リガナイ

(清岡委員) 處ガ殘餘ノ期限ト云フノハ建物ニ一年二年ト云フノ

カ

(南部委員) 其レハ用收權ト賃借權ニ限ル

(笑作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項報告委員ノ修正ニ決ス

第二項ハ左ノ如ク修正ス

賣ラレタル財産ノ全部ニ付存スル用收權又ハ賃借權ニシ

テ云々

○第七百三條朗讀ス

第七百三條 若シ賣ラレタル土地ニ契約中ニ述ヘタルト否トチ間

ハス先取特權又ハ抵當ノ負擔アリテ買主カ其代價ノ辨濟ノ前又

ハ辨濟ノ時土地ニ右ノ負擔ヲ免カレシムル爲ノ必要ナル方式ヲ履行セサルニ因リ賣主ノ債權者ニ依テ所有權ヲ取上ケラレタルトキハ其買主ハ賣主ニ對シテ第六百九十五條及ヒ第六百九十六條ニ規定シタル如キ擔保ノ求債權ヲ有ス

(美作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條原案ニ決ス

○第七百四條朗讀ス

第七百四條 若シ賣買カ差押ノ上ノ競落ヨリ生シタルトキハ追奉ヲ受ケタル買主ハ代價ノ返還ニ付キ被差押人ニ對シテ求償シ又被差押人カ無賣力ナル場合ニ於テハ代價ノ配當ヲ受ケタル債權者ニ對シテ求償スル事ヲ得(第二千九十一條) 買主ハ差押人カ差押ノ際物ノ債權者ニ屬セサル事ヲ知リタルトキニアラサレハ其差押人ニ對シテ損害賠償ヲ要求スル事ヲ

得ス又債務者ニ對シテハ債務者カ物ニ存スル第三者ノ權利ヲ詐欺ヲ以テ之レ無シト云ヒ又ハ之ヲ隱秘シタルトキニアラサレハ損害賠償ヲ要求スル事ヲ得ス 公賣條件書ノ錄製及ヒ競落ノ處理ニ任シタル公吏ハ其職務ノ本分ヲ甚シク缺キタルカ爲ノ買主ノ錯誤ヲ助成シタルトキニアラサレハ損害賠償ニ服セス(第一千三百八十二條、第一千三百八十四條)

(南部委員) 之ハ良イ様デス

(栗振報告委員) 私ハ文部ニ居リマス時分ニ之ハ八蓋シイ問題ニナツテ始末ニ行カヌ、裁判所ガ債ヘト云フ様ナ事ニナツテ

(松岡委員) 差押人ハ代價ノ配當ハ受ケテ居ルノダナ

(南部委員) 二項ヲ制限シテ前ニ彼ノ様ナ事ヲ云フテ居ルガ損害賠償ノ要求ハ出來ヌト制限シテアル

(製作委員) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百五條朗讀ス

第七百五條 債權ノ賣主ハ當然自己ノ利益ニ於ケル債權ノ成立及ヒ其有効ノ擔保人タリ

賣主ハ明示ニテ債權者ノ有資力ノ擔保ヲ約シタルトキニアラサレハ其有資力ノ擔保人タラス

右ノ場合ニ於テモ賣主ハ債權カ既ニ滿期ト爲リタルトキハ現時即チ讓渡ノ日ニ於ケル有資力ノミニ付キ其受取リタル代價ノ限度ヲ以テ責ニ任ス但一層廣キ明確ナル約務及ヒ裏書ヲ以テ讓渡スヘキ商ヒ證券ニ特別ナル規則ヲ妨ケス

若シ未タ滿期トナラサル債權ニ關スル場合ニ於テ讓渡人カ他ノ特約ナクシテ債務者ノ將來ノ有資力ヲ擔保シタルトキハ其擔保

ハ滿期ヨリ一ヶ年後又無期ノ年金權ニ關シテハ其讓渡ヨリ十ヶ年後ニ被讓渡人カ無資力ト爲リタルトキハ止ム

(栗塚報告委員) 末項ノ「其讓渡ヨリ一ヶ年」ハ「十ヶ年」ノ誤リデ御座イマス末項ヲ刪ルト云フ論ト刪ラヌト云フ説ガ御座イマス「其讓渡ヨリ十ヶ年後ニ止ム」デ良カロウト云フ説ガアルノデ御座イマス

(村田委員) 「擔保ハ滿期ヨリ」ト云ハズトモ良イカネ

(南部委員) 其レハ分ツテ居ル

(栗塚報告委員) 「十ヶ年後ニ止ム」デ良サソウナモノダ十ヶ年後ニ無資力ニナツタトキハ止ム様ニナルト云フ説ガ御座イマス如何ニモソウト思ヒマス元來何デ箇様ナ事ヲ云フノカト云フト被讓渡人ガ無資力トナツテモ十ヶ年ノ後ニハ止ムト云フ意デアルト云タ處ガ、併シ其レハ不要デハナイカト云フ説ガ御座イマス

(松岡委員) 「トキハ止ム」デハナイ「トキデモ止ム」ト云フノ
ダロウ

(栗振報告委員) 左様デス

(南部委員) 擔保ト云フモノハ十ヶ年前ニ譲ラレ人が無資力ニナ
ツタノナレバ擔保ノ訴權ハ何時デモ行ヘルカラ前ニ無資力ニナリ
サヘスレバ宜シイ、其ウスルト擔保訴權ガアルカラ其レチ行フハ
後ニ行ツテ差支ヘナイト云フノダカラ勞「無資力トナリタル」ハ
アル方ガ宜シイ

(松岡委員) 擔保ノ訴權ハ何被レナシニ十ヶ年外持タヌト云フノ
ダロウ

(南部委員) 左様サ

(実作委員) 一年ノ方ハソウデナイ、被讓渡人ノ無資力カ満期ヨ
リ一ヶ年後又無期年金權ハ十ヶ年後ニ起リタルトキハ止ムトナツ

民法十ノ一九七

テ届ルカラ備様ニ書クト無資力ガ眼目ニナルカラ一ヶ年後ニ發ス
ルカ十ヶ年後ニ發スレバ止ムト原書ガ書イテアルノデ御座イマス
カラ

(南部委員) 「其擔保ハ被讓渡人ガ無資力トナリタル事ハ満期ヨ
リ一年後又無期ノ年金權ニ關シテハ其讓渡ヨリ十ヶ年後ニ止ム」
トシタラ宜カロウ

(松岡委員) 意味ハ關テ差支ナイダロウ

(実作委員) 擔保ノ義務ハ止ムト云フノダカラ年限ノ方チ主ニシ
テ書ケバ宜シイノデス關ツテモ差支アリマセン

(栗振報告委員) 御多數ナレバ關リマス

(実作委員) 關リマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第四項 若シ未タ満期ト爲ラサル債權ニ關スル場合ニ於テ讓

渡人カ他ノ特約ナクシテ債務者ノ將來ノ有資力ヲ擔保シタル
トキハ其擔保ハ滿期ヨリ一ケ年後又無期年金權ニ關シテハ其
讓渡ヨリ十ケ年後ニ止ム

○第七百六條朗讀ス

第七百六條 物上ト對人トヲ問ハス爭ニ係ル權利ノ讓渡ニ於テハ
讓渡人ハ特別ノ合意ナク且讓受人カ爭アル事ヲ知リタルトキハ
其主張ノ現實ニ付キ擔保人タルノミニシテ讓渡シタル權利ノ眞
ノ成立ニ付テハ擔保人タラス

權利ハ此條例ヲ適用スル爲メニハ裁判上ナルト雖例外ナルトチ
問ハス既ニ基本ニ於ケル明確ナル爭ノ目的タルトキニアラサレ
ハ爭ニ係ルモノト看做サレス（第七百七條）

本條ノ場合ニ於テ擔保カ負擔セラレタルトキハ讓渡人ハ讓渡代
價ノ返還ノ外讓受人カ正當ニ企望シタル利益ノ賠償ヲ負擔ス

民取十ノ一九八

（栗塚報告委員） 第二項ノ「權利ハ此條例ヲ適用スル爲メニハ」
ト云フノハ分ラヌト云フ説ガ御座イマシタ元來此處デ云フノ權利
ハ前ニ云フ權利ノ説明シテ權利ガ明確ナル目的ニ非サレバ爭ニ係
リタルモノト看做サスト云フノハ前ノ爭ニ係ル説明シタカラ「此
條例ヲ適用スル」ハ入ラヌト云フ説デ御座イマス、又私ト今一人
ノ説ハ此條例ヲ適用スルト云フ事ノ宜キ處ヲ換ヘテ「此條例ヲ適
用スル爲メニハ權利ハ」トシタラ宜カロウト思ヒマス

（美作委員） 此條例ト云フノハ外ノ商法訴訟法デハドウ云フカ知
ラヌガ此處デ云フノハ如何ナルモノカト云フト簡便ナモノダト云
フノダカラ關ツテモ宜シイ

（松岡委員） 御尤モデス關リマシヨウ

（清岡委員） 私ハ置キ度イト思フ、能ク知ツタ人カラ云ヘバナク
テモ宜シイガ此條例ヲ適用スル爲メト云フ事ハ別段注意シタ處デ

アルカラ却テアル方ガ人ガ注意シテ宜シイ

(栗塚報告委員) 注意ヨリ疑ヲ生ズル

(清岡委員) 前項ハ法定ノ權利ト適用ガ違ウト云フ事ヲ知ラセル

爲ノダロウ權利ハ裁判上ト裁判外トヲ問ハズト云フト「此權利ハ」ト云ハナケレバ分ラヌ

(笑作委員) 其レデハ前ノモ講釋ダカラ前項ニ掲ゲタル争ニ係ル權利ハト云ヘバ分ルカ、其レチ云ハズトモ分ル

(栗塚報告委員) 其レカラ二項ハ「看做ス」ト致シマス

(松岡委員) 之ハ怪シカラヌ、前ニ幾ラモアル

(南部委員) 原案ノ儘デ宜シイ唯權利ハト云フノハ可笑シイ

(栗塚報告委員) 「争ニ係ル權利ハ」ト致シマシヨウ

(清岡委員) ソウスレバ「此條例ヲ適用スル爲ノニハ」ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「争ニ係ル權利トハ裁判上ナルト裁判外ナルト

民取十ノ一九九

ヲ問ハズ既ニ基本ニ於ケル明確ナル争ノ目的タルモノチ云フ

(松岡委員) 其レガ宜シイ

(村田委員) 一項ハ「争ニ係ル事ヲ知リタルトキハ」トシタラ宜カロウ

(南部委員) 原案ガ宜シイ

(笑作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條第二項ハ左ノ如ク改ム

争ニ係ル權利トハ裁判上ナルト裁判外ナルトヲ問ハズ既ニ基本ニ於ケル明確ナル争ノ目的タルモノチ云フ

○第七百七條朗讀ス

第七百七條 相續人又ハ包括名義ノ受囑者トシテ既ニ開始シタル

相續ノ全部又ハ一分ニ於ケル不分ノ權利ヲ賣リタルモノハ其賣リタル部分ニ付キ右ノ相續ニ於ケル自己ノ權利ノ成立ノ擔保人

タリ

其者ハ定マリタル得益ノ擔保人タル事ヲ明示シタルトキニアラサレハ其擔保人タラス(第千六百九十六條)

(南部委員) 「空位」ト云フ事ハ鳥渡分ラヌ

(笑作委員) 人事編ニハ何ト書イテアルカ

(栗塚報告委員) 「空位」ダロウト思ヒマス

(南部委員) 括弧ヲ取りマシヨウ

(松岡委員) 相續人ノ缺ケタ場合ニハ分ケ取りガデキタル

(笑作委員) 十抱一トカラゲニ云タノデス

(松岡委員) 私ノ家ヲ私ガ買ウト云フノダ

(笑作委員) 一ト山デ買ツタノダ

(松岡委員) ソウシテ其トキニ蟲ノ付イタノガアツタノダ

(清岡委員) 空位ト爲リタルト云フノハ

民取十ノ二〇〇

(松岡委員) 御馳走ガ五人前デ御客サンガ一人居ラヌカラ四人ガ

分ケテ食ウト云フノダ

本條ハ原案ニ決ス

于時午後第三時十分閉會

